

HOKKAN HOLDINGS

定時株主総会
招集ご通知提供書面

第94回 事業報告

2018年4月1日～2019年3月31日

目次

❏ 事業報告	1
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
企業集団の現況	1
会社の現況	12
❏ 連結計算書類	31
❏ 計算書類	44
❏ 監査報告	53

ホッカンホールディングス株式会社

証券コード：5902

(提供書面)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が着実に改善するなか、設備投資は増加傾向を続けており、また、個人消費につきましても、雇用・所得環境の着実な改善を背景に堅調に推移しており、景気は緩やかな回復を続けておりますが、足元では海外経済の減速等の影響により先行きに不透明感が増す状況となりました。

当連結会計年度における清涼飲料業界の状況につきましては、西日本地区を中心とした豪雨の影響や北海道胆振地区における震災等の影響はありましたものの、4月から5月にかけて天候に恵まれたこと、また、例年より早い梅雨明けや記録的な猛暑の影響により、清涼飲料業界全体では前年を上回る結果となりました。

カテゴリー別で見ますと、夏場の記録的な猛暑の影響等により炭酸飲料、無糖茶系飲料およびスポーツドリンクにつきましては好調に推移し前年を上回る結果となりました。

コーヒー飲料につきましては、ペットボトルが堅調に推移しましたが、通常缶やリシール缶（ボトル缶）が前年を下回りましたため、コーヒー飲料全体では前年並みに推移する結果となりました。

食品缶詰業界の状況につきましては、水産缶詰ではサンマやカニ等の一部原料不足の影響がありましたが、サバおよびイワシ等の販売が好調に推移しましたため、前年を若干上回る結果となりました。

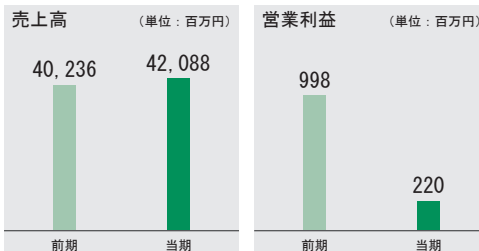
また、農産缶詰につきましては、西日本地区を中心とした豪雨や北海道胆振地区における地震の影響等はありませんでしたが、前年並みに推移する結果となりました。

売上高構成比



容器事業

売上高 42,088百万円
(前年度比4.6%増)



(メタル缶)

(イ)飲料缶・食品缶

飲料用スチール空缶につきましては、主力の缶コーヒーのペットボトルへのシフト等の影響もあり、業界の動向と同様に依然として減少傾向に歯止めがかからず、前年を大きく下回りましたため、飲料用スチール空缶全体では前年を下回る結果となりました。

食品缶詰用空缶につきましては、水産缶詰では、サンマやカニ等の一部水産原料不足の影響等がありましたが、サバやイワシ等の販売が好調に推移しましたため、前年を上回る結果となりました。また、農産缶詰につきましても、北海道胆振地区における地震等の影響はありましたものの、前年並みに推移しましたため、食品缶詰用空缶全体では前年を上回る結果となりました。

(ロ)その他

エアゾール用空缶につきましては、災害備蓄に対する意識の高まりにより、燃料ボンベ缶の販売が好調であり、また、主力の殺虫剤関連製品も新規受注をするなど好調に推移しました。さらに、塗料等の一般缶につきましても堅調に推移しましたため、前年を上回る結果となりました。

美術缶につきましては、菓子缶や海苔缶等のギフト関連製品が好調に推移しましたため、美術缶全体では前年を上回る結果となりました。

(プラスチック容器)

(イ)飲料用ペットボトル

飲料用ペットボトルにつきましては、アセプティック（無菌充填）による充填工場でのインラインブローの拡大の影響等により、前年を下回る結果となりましたものの、プリフォーム（ボトル成型前の中間製品）につきましては、設備投資を実施し積極的な営業活動を展開したことや、夏場の記録的な猛暑の影響等により前年を大きく上回りましたため、プリフォームを含む飲料用ペットボトル全体では前年を上回る結果となりました。

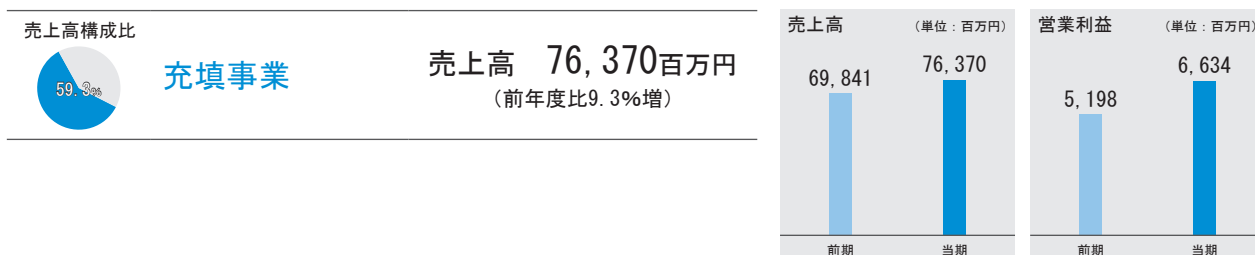
(ロ)食品用ペットボトル

食品用ペットボトルにつきましては、贈答用商品の販売が減少しましたものの、新規開発したリサイクル可能なPET素材の二重構造バリアボトルの販売が好調に推移しましたため、食品用ペットボトル全体では前年を上回る結果となりました。

(ハ)その他

一般成形品につきましては、化粧品用およびトイレタリー製品の新規受注や農薬・園芸品用が堅調に推移しましたため、前年を上回る結果となりました。また、バッグインボックスにつきましても販売が好調であり前年を上回りましたため、一般成形品全体では前年を上回る結果となりました。

以上の結果、容器事業全体の売上高は420億88百万円（前年度比4.6%増）となりましたものの、原材料価格およびエネルギーコストの高騰の影響もありましたため、営業利益は2億20百万円（前年度比77.9%減）となりました。



(缶製品)

缶製品につきましては、通常缶は堅調に推移しましたものの、リシール缶（ボトル缶）がお客様による内製化や缶コーヒーがペットボトルにシフトした影響等により販売が減少しましたため、缶製品全体では前年を下回る結果となりました。

(ペットボトル製品)

ペットボトル製品につきましては、アセプティック（無菌充填）を含む大型ペットボトルでは、夏場の記録的な猛暑の影響等により受注が好調に推移しましたため、前年を上回る結果となりました。また、アセプティック（無菌充填）を含む小型ペットボトルにつきましても、生産ラインの一部リニューアル工事が完了し生産を開始したこと等により前年を大きく上回りましたため、ペットボトル製品全体では前年を大きく上回る結果となりました。

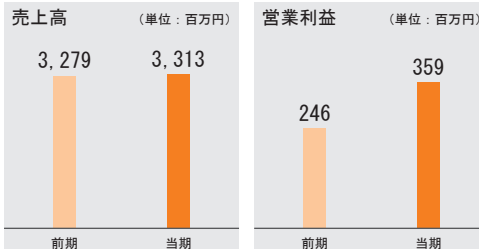
以上の結果、乳製品受託製造販売を営むくじらい乳業株式会社を加えた充填事業全体の売上高は763億70百万円（前年度比9.3%増）となり、営業利益は66億34百万円（前年度比27.6%増）となりました。

売上高構成比



機械製作事業

売上高 3,313百万円
(前年度比1.1%増)



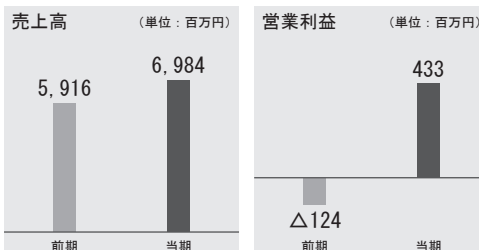
機械製作事業につきましては、自動車部品生産設備やリチウム電池製造設備の受注等が堅調であり、また、消耗金型製作等の受注も好調に推移しましたため、機械製作事業全体の売上高は33億13百万円（前年度比1.1%増）となり、営業利益は3億59百万円（前年度比46.1%増）となりました。

売上高構成比



その他

売上高 6,984百万円
(前年度比18.0%増)



インドネシアにおいて、容器（ペットボトル）製造から内容物の充填までを一貫しておこなうPT.HOKKAN INDONESIA（ホッカン・インドネシア社）では、主要なお客様の販売が好調に推移しましたため、前年を上回る結果となりました。また、第3四半期連結会計期間において、同国にPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI（ホッカン・デルタパック・インダストリ社）を設立し、連結の範囲に含めております。ベトナムにおいて清涼飲料の受託充填事業を営んでおりますNIHON CANPACK (VIETNAM) CO., LTD.（日本キャンパック・ベトナム社）は、新規のお客様から受注を得るなど積極的な営業活動を進めましたため、前年を上回る販売となりました。

化粧品等製造販売を営む株式会社コスメサイエンスは、積極的な営業活動による新たなお客様との取引開始もあり、前年を上回る販売となりました。

以上の結果、工場内運搬作業等をおこなっております株式会社ワーク・サービスを加えたその他全体の売上高は69億84百万円（前年度比18.0%増）となり、営業利益は4億33百万円（前年度は営業損失1億24百万円）となりました。

以上により、当連結会計年度における売上高は1,287億57百万円(前年度比8.0%増)、営業利益は61億91百万円(前年度比20.6%増)、経常利益は70億78百万円(前年度比12.3%増)となりましたが、独占禁止法関連損失引当金繰入額を特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は11億50百万円(前年度比73.0%減)となりました。

<部門別の売上高>

(単位：百万円)

部 門 別	第93期	第94期(当期)
容 器 事 業	40,236	42,088
充 填 事 業	69,841	76,370
機 械 製 作 事 業	3,279	3,313
そ の 他	5,916	6,984
合 計	119,274	128,757

(注) 内部売上を除いております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、183億30百万円であります。その主なものは、PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIのインドネシア共和国における飲料用パッケージ製造等の事業譲受に伴う資産の取得、および株式会社西日本キャンパックにおける新アセプラインの導入によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、インドネシア共和国における容器事業への投資、および株式会社西日本キャンパックにおける設備投資を積極的におこなったことにより、当期末借入金残高は、前期末に比べ108億51百万円増加し、539億48百万円となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

(該当ありません)

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2018年11月16日にPT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを設立し、2019年2月4日に同社への増資を実施いたしました。また、同社は本年2月14日にPT. DELTAPACK INDUSTRIからの資本参加を受けたことにより、当社およびPT. DELTAPACK INDUSTRIの合弁会社となりました。その後、本年5月1日に同社は、PT. DELTAPACK INDUSTRIグループがこれまでインドネシア共和国で行っていた事業を譲り受け、その事業を引き継ぐ予定となっております。

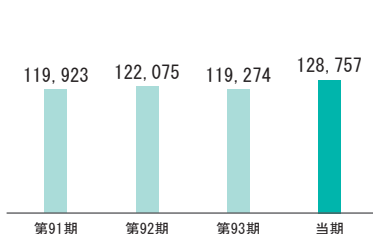
〈新たに設立した子会社の概要〉

名称	PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI
設立日	2018年11月16日
所在地	インドネシア共和国 ジャカルタ首都特別州
代表者の役職・氏名	President Director : Johannes Zaminda Jali
事業内容	飲料用パッケージ製造等
資本金	1,262,000百万インドネシアルピア
大株主および持株比率	ホッカンホールディングス株式会社：80% PT. DELTAPACK INDUSTRI：20%
事業開始日	2019年5月1日（予定）

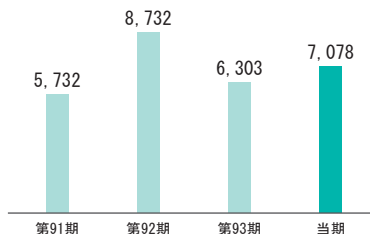
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
(該当ありません)
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
(該当ありません)

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

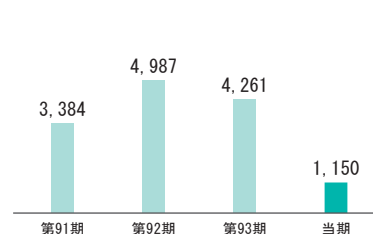
売上高 (単位：百万円)



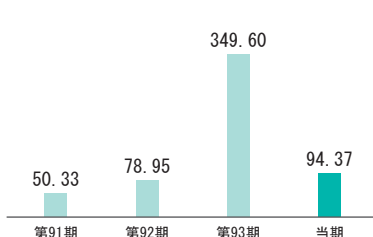
経常利益 (単位：百万円)



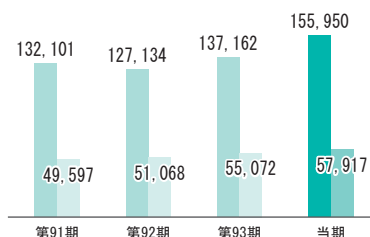
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



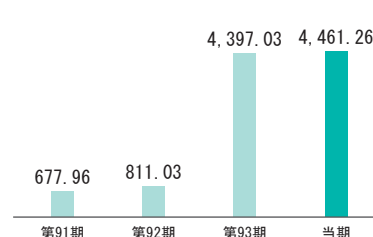
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分		第91期	第92期	第93期	第94期(当期)
		(2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	(2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売上高	百万円	119,923	122,075	119,274	128,757
経常利益	百万円	5,732	8,732	6,303	7,078
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	3,384	4,987	4,261	1,150
1株当たり当期純利益	円	50.33	78.95	349.60	94.37
総資産	百万円	132,101	127,134	137,162	155,950
純資産	百万円	49,597	51,068	55,072	57,917
1株当たり純資産額	円	677.96	811.03	4,397.03	4,461.26

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合をおこなっております。第93期の期首に当該株式併合がおこなわれたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
 3. 第94期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用したため、第93期については、遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北海製罐株式会社	百万円 3,000	% 100.0	各種空缶、容器の製造・販売
株式会社日本キャンパック	411	99.8	各種飲料の受託製造・販売
オーエスマシナリー株式会社	400	100.0	各種機械の製造・販売

- (注)1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む計13社であり、持分法適用関連会社は1社であります。
 2. 株式会社日本キャンパックについては、2019年4月1日をもって当社の議決権比率が100%になります。
 3. 比率は発行済株式総数に対する所有株式数の割合を、小数第2位を四捨五入して表示しております。

(4) 対処すべき課題

来期のがわが国経済の見通しにつきましては、本年10月に予定されている消費税増税の影響が予想されるなか、アメリカを中心とする通商問題の動向や中国経済の先行き不透明感等、海外経済の悪化に伴う国内の景気への影響が懸念されております。

このような状況のなかで、当社グループでは今年度、インドネシア共和国にPT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを設立し、同社が現地法人のPT. DELTAPACK INDUSTRIグループ会社7社より、飲料用パッケージ製造事業等を譲り受けることとし、積極的な海外事業の強化を図りました。また、今年度の国内既存事業につきましても、充填事業を中心に順調に推移いたしました。容器事業につきましては、円安による原材料価格・エネルギーコストの高騰の波を年間を通じて受ける等、厳しい環境下にありました。そのため、連結決算としては売上高並びに営業利益、経常利益ともに増収増益を達成したものの、セグメント別利益構成としては改善の余地を残す結果となりました。

来期につきましては、新たに設立したPT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを始めとする海外事業において、安定的な収益の確保を目指していくことと、また、国内のグループ事業会社各社につきましても、それぞれ販路の拡大やコスト削減に努める等、各社ともに中期経営計画「FUTURE-5」の基本方針に従い、年間目標の達成に向けて事業運営を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご理解と一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

- ① 各種空罐、容器の製造販売
- ② 清涼飲料水・酒類その他各種飲料の受託充填および販売
- ③ 乳製品・菓子類の受託製造販売
- ④ レトルト食品の受託製造販売
- ⑤ 各種化粧品受託製造販売
- ⑥ 各種機械の製造販売
- ⑦ 機械器具設置工事業
- ⑧ 倉庫業
- ⑨ 土木・建築工事の設計、施工請負

(6) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の事業所

本社（本店）東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
（丸の内三井ビル）

② 主要な子会社の事業所

北海製罐株式会社

本社 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
（丸の内三井ビル）

本店 北海道小樽市色内三丁目1番1号

中央研究所（埼玉県）

工場 岩槻（埼玉県）・千代田（群馬県）・小樽（北海道）・明和（群馬県）・滋賀
事業所（滋賀県）・館林事業所（群馬県）

株式会社日本キャンパック

本社（本店）東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
（丸の内三井ビル）

工場 群馬第1（群馬県）・群馬第2（群馬県）・赤城（群馬県）・利根川（群馬県）

オーエスマシナリー株式会社

本社 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀字鞍掛4119番地1

本店 北海道小樽市銭函三丁目511番地12

工場 小樽（北海道）・群馬（群馬県）

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
容器事業	728名	13名増
充填事業	687名	15名増
機械製作事業	80名	3名減
その他の	526名	28名増
全社(共通)	36名	5名増
合計	2,057名	58名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36名	5名増	42.6歳	11.3年

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	11,950百万円
農林中央金庫	10,250
株式会社三菱UFJ銀行	6,813
三井住友信託銀行株式会社	6,000
株式会社北海道銀行	3,100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 公正取引委員会による北海製罐株式会社への立入検査について

当社子会社である北海製罐株式会社は、2017年4月20日に食品用空缶取引に関して、また、2018年2月6日に飲料用空缶取引に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。

当社および北海製罐株式会社といたしましては、公正取引委員会の調査に全面的に協力しております。

② 北海製罐株式会社に対する訴訟の提起について

当社子会社である北海製罐株式会社は、2017年3月31日および2017年5月19日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受け、同年4月29日および6月5日に訴状を受領しており、現在も係争中であります。訴訟の概要は以下のとおりであります。

(イ) 訴訟を提起した者

a. 名称：遠東新世紀股份有限公司およびその子会社

b. 住所：台北市大安區敦化南路二段207號36樓

c. 代表者の氏名：徐 旭東

(ロ) 訴訟の概要および請求額

原告である遠東新世紀股份有限公司およびその子会社は、当社子会社である北海製罐株式会社他に対し、原料購入代金等について、共同被告と連帯して支払うよう求めております。

請求額は、1,053百万円および遅延損害金の支払いとされております。

(ハ) 今後の見通し

当社子会社である北海製罐株式会社としては、原告である遠東新世紀股份有限公司およびその子会社の主張は不当であると認識しており、法廷の場において適切に対処してまいります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 48,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 13,469,387株 |
| ③ 株主数 | 6,401名 |
| ④ 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	654千株	5.37%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	594	4.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	424	3.49
農 林 中 央 金 庫	400	3.28
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	361	2.96
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	353	2.90
ホッカンホールディングスグループ取引先持株会	340	2.79
J F E ス チ ール 株 式 会 社	313	2.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	306	2.52
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	260	2.13

(注) 1. 持株数は千株未満を切捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式を1,281,081株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は自己株式(1,281,081株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要事項

当社は、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会の決議により、2018年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合をおこなうとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更をおこなっております。その結果、2018年10月1日付で発行可能株式総数は48,000,000株となっており、また、発行済株式総数は同日付で53,877,548株減少し、13,469,387株となっております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長	工 藤 常 史	代表取締役 ・北海製罐株式会社取締役・株式会社日本キャンパック取締役
取締役社長	池 田 孝 資	代表取締役 ・北海製罐株式会社取締役・株式会社日本キャンパック取締役 ・オーエスマシナリー株式会社取締役
取 締 役	久保田 裕 一	・北海製罐株式会社代表取締役社長
取 締 役	藤 本 良 一	・株式会社日本キャンパック代表取締役社長 ・株式会社西日本キャンパック代表取締役社長
取 締 役	武 田 卓 也	総務部・情報システム部・CSR担当 ・北海製罐株式会社取締役・株式会社日本キャンパック取締役
取 締 役	砂 廣 俊 明	経理部・経営企画室担当 ・北海製罐株式会社取締役・株式会社日本キャンパック取締役
取 締 役	田 中 弘	・神奈川大学名誉教授
取 締 役	安 藤 信 彦	・安藤総合法律事務所所長・株式会社ムサン社外監査役
常 勤 監 査 役	竹 田 由 里	・北海製罐株式会社監査役・株式会社日本キャンパック監査役
監 査 役	小 池 明 夫	・北海製罐株式会社監査役
監 査 役	新 名 孝 信	・新名孝信税理士事務所所長・カラカミ観光株式会社社外監査役
監 査 役	田 代 宏 樹	・北海製罐株式会社監査役・田代法律事務所所長

- (注) 1. 取締役田中弘氏および取締役安藤信彦氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役田中弘氏は、主に会計学分野において豊富な経験と専門知識を有しております。
 3. 取締役安藤信彦氏は、弁護士の資格を有しており法務に関する知見を有するものであります。
 4. 監査役新名孝信氏および監査役田代宏樹氏は、社外監査役であります。
 5. 監査役新名孝信氏は、税理士の資格を有しており財務・会計に関する知見を有するものであります。
 6. 監査役田代宏樹氏は、弁護士の資格を有しており法務に関する知見を有するものであります。
 7. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

8. 当事業年度中における取締役および監査役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
武田 卓也	取締役 総務部・情報システム部担当	取締役 総務部・情報システム部・ CSR担当	2018年8月7日

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
山崎 節昌	2018年6月28日	任期満了	常務取締役、経理部担当 北海製罐株式会社取締役
小池 明夫	2018年6月28日	任期満了	取締役、CSR・新規事業担当
寺嶋 勉	2018年6月28日	辞任	監査役 北海製罐株式会社監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

④ 取締役および監査役の報酬等

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支払人員	支払額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2)	145百万円 (14)
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	34 (7)
合計 (うち社外役員)	15 (4)	180 (21)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1986年3月28日開催の第60回定時株主総会において月額24百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1998年3月27日開催の第72回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。

(ロ) 当事業年度に支払った役員退職慰労金
(該当ありません)

(ハ) 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において社外取締役および社外監査役が当社子会社から役員として受けた報酬等の額は0百万円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役田中弘氏は、神奈川大学名誉教授であり、当社と同大学との間には特別な関係はありません。

社外取締役安藤信彦氏は、安藤総合法律事務所所長および株式会社ムサシの社外監査役であり、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外監査役新名孝信氏は、新名孝信税理士事務所所長であり、当社は同氏と顧問税理士契約を締結しておりましたが、2018年8月をもって同契約を解除しております。また、同氏はカラカミ観光株式会社の社外監査役であり、当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役田代宏樹氏は、田代法律事務所所長であり、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。また、同氏は北海製罐株式会社の監査役であります。同社は当社の100%子会社であります。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

		出席状況および発言状況
取締役	田中弘	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席しており、主に会計学の博士の見地から発言をおこなっております。
取締役	安藤信彦	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席しており、弁護士として主に法令や定款の遵守に係る見地から発言をおこなっております。
監査役	新名孝信	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、また、監査役会10回のうち9回出席し、税理士として主に財務、会計等の見地から発言をおこなっております。
監査役	田代宏樹	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席しており、弁護士として主に法令や定款の遵守に係る見地から発言をおこなっております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称
きさらぎ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
きさらぎ監査法人：24百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
きさらぎ監査法人：78百万円

(注) 1. 当社の子会社であります北海製罐株式会社、株式会社日本キャンパックにつきましても、きさらぎ監査法人が会計監査人となっております。
2. 上記金額には、当社の子会社であります北海製罐株式会社がかきさらぎ監査法人に対して支払った「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項」に基づき作成した賦課金に係る特例の認定申請書に係る確認業務（非監査業務）の対価を含んでおります。

④ 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由
会計監査人であるきさらぎ監査法人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証をおこなったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- (イ) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 当社は、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、これらの遵守を引き続き図る。
 - b. 取締役会は、「取締役会規則」に基づき月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催しており取締役間の意思疎通の確保、業務執行の相互監督を行っており今後ともこの体制を維持する。また、必要に応じ外部の専門家を起用する等も含め、法令・定款違反行為を未然に防止する体制を整える。
 - c. 取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
 - d. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
 - e. 当社グループ企業全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、必要に応じ各事業会社にて規則、ガイドラインの策定・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。
 - f. 当社グループ全体の内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
 - g. 当社は、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。
- (ロ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る文書等の情報については、法令、社内規程等に基づき保存管理することとする。また、取締役および使用人の業務上の情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」に基づき対応する。

- (ハ) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を中心に、当社グループ全体のリスク管理を統括するとともに、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応を継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
 - b. 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとする。
- (ニ) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、当社組織規程、業務分掌規程において定める。
 - c. 当社は取締役の職務執行の効率化の観点から決裁基準を設け、取締役の職務執行の権限を一部移譲することとする。
- (ホ) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i. 子会社からの定期的な営業成績、財務状況その他の重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告される。
 - ii. 当社が定める子会社管理規程および海外事業会社管理規程において定期的な管理を行っている。
 - b. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程のもと、「リスク管理委員会」を中心に、子会社のリスク管理についても、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応をリスク管理委員会を通じて継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
 - c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i. 当社グループでは、5事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。

- ii. 子会社からの重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告され、個々の対応方針が決定される。
 - iii. 経営管理については、「ホックングループ運営要領」、「事業会社決裁基準」に従い、一定の重要事項について当社への決裁・報告による事業会社経営管理を実施する体制を継続する。
- d. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社グループでは、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、グループ全体でこれらの遵守を引き続き図る。
 - ii. 取締役の職務執行については、監査役会設置会社においては各会社の監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
 - iii. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
 - iv. 当社グループ全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、その中で各社ごとにコンプライアンス委員を選任し、コンプライアンス委員を中心としてコンプライアンス教育・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。
 - v. 当社グループ全体の内部監査部門として当社社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
 - vi. 当社グループは、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。

- (へ) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人を設置していないが、監査役による設置要請がなされる等設置が必要な場合には、監査役スタッフを置くこととする。
- (ト) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事（異動、評価、処分等）については取締役と監査役が協議を行うこととする。
 - b. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- (チ) 当社の監査役への報告に関する体制
- a. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - i. 当社において監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握を行うとともに、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができるほか、主要な決裁書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制を継続する。
 - ii. 監査役は代表取締役等との定期的な打合せにより、報告事項等を把握できる体制を確保することとする。
 - iii. 取締役・使用人は、当社並びにグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告を行うこととする。
 - iv. 法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するため、監査室・外部監査人との連携を図ることとする。
 - b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - i. 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。
 - ii. 当社グループの役職員は、グループ会社各社における重大な法令違反、内部通報、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス委員会等を通じ、直ちに監査役に報告を行うこととする。

- (リ) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社はコンプライアンス委員会等を通じ、当社監査役への報告がなされた当社グループの役職員に対しては、内部通報規程に準拠し、本人に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (ヌ) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - b. 監査役会が独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
 - c. 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- (ル) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当社並びにグループ会社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (ヲ) 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制
当社並びにグループ会社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法および関係法令に基づく内部統制制度を有効かつ適切に運用することに努める。
また、監査室のモニタリング結果を踏まえ、継続的に運用評価・有効性の確認を行い、必要に応じ改善を行うこととする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(イ) コンプライアンス体制

当社ではグループとしてコンプライアンス委員会を年4回定期開催しており、コンプライアンス研修についてもグループ各社の経営者、管理職、従業員に対して実施しております。

また、内部通報制度についてもグループ各社に周知させており、法令等に関して疑義のある行為が発生した場合には、厳正な調査を行い、改善・再発防止策を取る体制を維持しております。

(ロ) リスク管理体制

当社ではグループとしてリスク管理委員会を年2回定期開催しており、各種リスクの識別、分析を行っております。

また、海外を含む危機管理マニュアルを制定しており、同マニュアルに基づき行動する体制を整えております。

(ハ) 取締役会の職務の執行体制

当社では決裁基準に従い、取締役会の決議事項および報告事項を明確に定め、取締役会を本年度13回開催しております。

また、取締役会の他、グループ経営会議を年12回開催しており、重要案件について議論がなされております。

(ニ) 子会社の経営管理体制

当社では本年度12回実施したグループ経営会議において、子会社の業績や営業状況等が報告されており、また、子会社管理規程・海外事業会社管理規程に従い、子会社の管理がなされております。

(ホ) 監査役監査の実効性

当社では監査役がコンプライアンス委員会に委員として本年度4回参加しており、内部通報やコンプライアンス違反等の報告を受ける体制が整備されております。

また、取締役会以外についてもグループ経営会議へ出席するなど社内での重要な意思決定の過程および業務の執行状況についても把握しております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への安定した配当を行うことを基本方針としております。

そのようななかで、当事業年度の期末配当金につきましては、2019年5月14日開催の当社取締役会におきまして1株につき23円75銭と決定させていただきます。なお、当社は2018年10月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したため、株式併合を考慮いたしますとすでに実施済みの中間配当金3円75銭は18円75銭となり、年間配当金は1株当たり42円50銭となります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社における会社の支配に関する基本方針、すなわち当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、及び基本方針実現のための取組み、不適切な者による支配を防止するための取組み、並びに各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下の通りであります。

① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中でも、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等については、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものと考えられます。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社及び当社グループ(以下、総称して「当社グループ」といいます。)は、大正10年(1921年)の創業以来、「品質本位に最善の努力を行い、最高の商品を提供する企業として、社会・文化に貢献する。」との企業理念に立ち、容器・充填・機械製作事業等を営んでおります。

当社は、2005年10月に純粋持株会社へ移行し、「グループ全体の最適な戦略立案」「事業会社の経営執行の監督」「グループ資源の最適配分」を行ってまいりました。

当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組むとともに、経営の透明性・客観性の確保に努めております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は2008年6月27日開催の定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」をご承認いただいております。その後、所要の変更を加えた上で、直近では、2017年6月29日開催の定時株主総会において、新たに買収防衛策(以下「本プラン」といいます。)を株主の皆様にご承認いただいております。

(イ) 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

(ロ) 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株券等の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

(ハ) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、当社は、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

(二) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為を開始する、というものです。

a. 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

b. 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、必要情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

その上で提出された必要情報について当社取締役会は速やかに独立委員会に提出することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、独立委員会が、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分であると判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社取締役会が、その全部又は一部を適時適切に開示します。

なお、独立委員会が、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

c. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合は最長60日間、それ以外の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として設定します。独立委員会は取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案等を受領した上、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を行います。

d. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断し、当社取締役会に対して株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当社は、当該株主総会の結果を決議後適時適切に開示いたします。

(ホ) 大規模買付行為が実施された場合の対応

a. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付者による大規模買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の当該提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

(へ) 株主の皆様を与える影響等

a. 大規模買付ルールが株主の皆様を与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

b. 対抗措置発動時に株主の皆様を与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目

的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

(ト) 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランの有効期限は、2020年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとします。但し、本プランは、株主総会において承認可決され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

- ④ 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

(イ) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(ロ) 事前の開示

当社は、株主の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に必要な判断の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、法令等に従い、必要に応じて適時適切な開示を行います。

(ハ) 株主意思を反映するものであること

本プランの効力は、株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件に生じるものとしており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランにおける対抗措置の発動等に関し、当社取締役会に対して勧告等を行う諮問機関として、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会を設置します。

(ホ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	53,156	流 動 負 債	57,646
現金及び預金	1,982	買掛金	21,283
受取手形及び売掛金	29,696	短期借入金	21,286
電子記録債権	3,918	リース債務	753
たな卸資産	10,766	未払法人税等	1,233
その他	6,816	賞与引当金	912
貸倒引当金	△24	独占禁止法関連損失引当金	3,557
固 定 資 産	102,794	その他	8,620
有 形 固 定 資 産	74,918	固 定 負 債	40,386
建物及び構築物	26,605	長期借入金	32,662
機械装置及び運搬具	24,791	リース債務	3,270
土地	16,340	繰延税金負債	972
リース資産	4,646	退職給付に係る負債	3,091
建設仮勘定	1,580	その他	389
その他	954	負 債 合 計	98,032
無 形 固 定 資 産	3,338	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	24,537	株 主 資 本	48,987
投資有価証券	22,122	資 本 金	11,086
長期貸付金	496	資 本 剰 余 金	11,070
繰延税金資産	33	利 益 剰 余 金	28,789
退職給付に係る資産	246	自 己 株 式	△1,959
その他	1,696	その他の包括利益累計額	5,388
貸倒引当金	△58	その他有価証券評価差額金	6,632
資 産 合 計	155,950	繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	△670
		退職給付に係る調整累計額	△574
		非支配株主持分	3,542
		純 資 産 合 計	57,917
		負 債 純 資 産 合 計	155,950

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	128,757
売上原価	108,280
売上総利益	20,477
販売費及び一般管理費	14,285
営業利益	6,191
営業外収益	
受取利息	32
受取配当金	291
受取投資利益	181
受取賃貸収入	229
受取その他	669
営業外費用	
支払利息	255
支払賃借料	114
その他	148
経常利益	7,078
特別利益	
投資有価証券売却益	234
その他	122
特別損失	
固定資産除却損	497
独占禁止法関連損失引当金繰入額	3,557
税金等調整前当期純利益	4,054
法人税、住民税及び事業税	1,823
法人税等調整額	344
当期純利益	2,121
非支配株主に帰属する当期純利益	61
親会社株主に帰属する当期純利益	1,150

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	11,086	11,070	28,157	△1,956		48,357
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△518			△518
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,150			1,150
自己株式の取得				△2		△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	632	△2		630
当 期 末 残 高	11,086	11,070	28,789	△1,959		48,987

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配 株主持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 値 証券評価 差 額	繰 延 へ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 係 累 計 額	に 関 連 する 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	6,121	1	△247	△634	5,240	1,475	55,072
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					—		△518
親会社株主に帰属する 当期純利益					—		1,150
自己株式の取得					—		△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	511	△1	△422	60	147	2,066	2,214
連結会計年度中の変動額合計	511	△1	△422	60	147	2,066	2,844
当 期 末 残 高	6,632	△0	△670	△574	5,388	3,542	57,917

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 13社
- ・主要な連結子会社の名称 北海製罐株式会社
株式会社日本キャンパック
オーエスマシナリー株式会社
株式会社西日本キャンパック
日東製器株式会社
昭和製器株式会社
東都成型株式会社
株式会社コスメサイエンス
くじらい乳業株式会社
株式会社ワーク・サービス
PT. HOKKAN INDONESIA
NIHON CANPACK (VIETNAM) CO., LTD.
PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI

このうち、PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより当連結会計年度から連結子会社に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 KE・OSマシナリー株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・会社の名称 ユニバーサル製缶株式会社

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 KE・OSマシナリー株式会社
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社はいずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・ 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産（通常の販売目的で保有するたな卸資産）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年

（社内における見込利用可能期間）

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

（所有権移転外ファイナ

ンス・リース取引に係る

リース資産）

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 独占禁止法関連損失引当金 独占禁止法に関連した課徴金の支払に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) 金利スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引
(ヘッジ対象) 借入金利息、外貨建長期借入金、未払金、設備関係未払金
- ハ. ヘッジ方針
金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。また、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

(5) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(6) 追加情報

(子会社の設立及び重要な事業の譲受)

当社は、2018年10月30日開催の取締役会において、インドネシア共和国に子会社としてPT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを設立し、同社が同国における飲料用パッケージ製造業者であるPT. DELTAPACK INDUSTRIグループ会社7社より、飲料用パッケージ製造事業等を譲り受けることを決議し、PT. DELTAPACK INDUSTRIとの間で事業譲受に関する基本契約を締結いたしました。

当社は、2018年11月16日にPT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを設立し、2019年2月4日に同社への増資を実施いたしました。また、同社は同年2月14日にPT. DELTAPACK INDUSTRIからの資本参加を受けたことにより、当社及びPT. DELTAPACK INDUSTRIの合弁会社となりました。その後、同年5月1日に同社は、PT. DELTAPACK INDUSTRIグループがこれまでインドネシア共和国で行っていた事業を譲り受け、その事業を引き継いでおります。

①本件の目的

東南アジア最大の人口を誇るインドネシア共和国においては、今後も旺盛な飲料消費が見込まれます。当社は、インドネシア市場を当社グループ海外事業拡大における重要市場として位置付け、インドネシア市場における当社グループのプレゼンスを高めて参ります。

②本件取引の概要

本件取引は、当社が当該子会社を設立し、PT. DELTAPACK INDUSTRIグループの飲料用パッケージ製造事業等を譲り受ける取引であります。譲渡資産には、土地、工場建物、製造設備、在庫及び商標等が含まれます。資産譲渡価額は、クロージング前に別途合意される在庫金額を除き、1,274,340百万インドネシアルピアになります。

③設立した会社の名称、事業内容及び規模

名称	PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI
所在地	インドネシア共和国 ジャカルタ首都特別州
代表者の役職・氏名	President Director・Johannes Zaminda Jali
事業内容	飲料用パッケージ製造等
資本金	1,262,000百万インドネシアルピア
大株主及び持株比率	ホッカホールディングス株式会社：80% PT. DELTAPACK INDUSTRI：20%
事業開始日	2019年5月1日

④設立の時期

2018年11月16日

⑤取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得株式数	1,009,600株
取得価額	1,009,600百万インドネシアルピア
取得後の持分比率	ホッカホールディングス株式会社：80% PT. DELTAPACK INDUSTRI：20%

⑥譲り受けた相手会社の名称

PT. DELTAPACK INDUSTRIグループは7社に亘りますが、中核となるPT. DELTAPACK INDUSTRIについて記載いたします。

名称	PT. DELTAPACK INDUSTRI
所在地	インドネシア共和国 ブカシ県南チカラ
代表者の役職・氏名	President Director・Johannes Zaminda Jali
事業内容	飲料用パッケージ製造等
資本金	95,663百万インドネシアルピア
設立年月日	2001年4月11日
大株主及び持株比率	Amir Kosasih：46.05% Johannes Zaminda Jali：40%

⑦譲り受けた事業の内容
飲料用パッケージ製造等

⑧譲り受けた資産・負債
(資産)

1.有形固定資産

土地、建物、機械装置等

2.無形固定資産

商標等

(負債)

該当事項はありません。

⑨譲受の時期

2019年5月1日

⑩取得した事業の取得原価及びその内容

取得対価	現金	1,021,940	百万インドネシアルピア
	PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIの普通株式	252,400	〃
取得原価		1,274,340	〃

但し、クロージング前に別途合意される在庫金額を除く

⑪主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

⑫発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び期間

現時点では確定しておりません。

⑬企業結合日に受け入れた資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	171,110百万円
(2)債務保証	
従業員の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。	2百万円
借入金に対して保証を行っております。	
ユニバーサル製缶株式会社	93百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	67,346	—	53,877	13,469

当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。

(変動事由の概要)

減少の主な内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少 53,877千株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	6,399	3	5,122	1,281

当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。

(変動事由の概要)

増加の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3千株

減少の主な内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少 5,122千株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	289	4円75銭	2018年3月31日	2018年6月7日
2018年11月6日 取締役会	普通株式	228	3円75銭	2018年9月30日	2018年12月10日

当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり配当額については、当該株式併合前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	289	23円75銭	2019年3月31日	2019年6月6日

4. 金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入等により資金を調達しております。デリバティブは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、グループ各社ごとの与信限度取扱規定等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎期見直す体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期貸付金に係る貸付先の信用リスクに関しては、貸付時に社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、定期的に貸付先の信用状況を確認しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。長期借入金及び外貨建長期借入金については、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されていますが、その一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引及び通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ開始日から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

通貨関連は、外貨建債務について、為替変動リスクを一定の範囲に限定することを目的に為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを低減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	1,982	1,982	—
(2) 受取手形及び売掛金	29,696	29,696	—
(3) 電子記録債権	3,918	3,918	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	13,988	13,988	—
(5) 長期貸付金	496	496	0
(6) 買掛金	(21,283)	(21,283)	—
(7) 短期借入金	(21,286)	(21,286)	—
(8) リース債務(流動負債)	(753)	(753)	—
(9) 長期借入金	(32,662)	(32,685)	△22
(10) リース債務(固定負債)	(3,270)	(3,291)	△21
(11) デリバティブ取引(※2) ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) リース債務(流動負債)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(11)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) リース債務(固定負債)

リース債務(固定負債)の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(9)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額165百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。なお、関係会社株式7,968百万円は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、北海道その他の地域において、遊休地及び賃貸用住宅等（土地を含む。）を有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9百万円（賃貸収益は営業外収益、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,144	△5	1,139	1,883

- (注) 1. 当連結会計年度増減額のうち、主要な減少額は減価償却（△3百万円）等であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による鑑定評価に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,461円26銭
- (2) 1株当たり当期純利益 94円37銭

当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

計算書類

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,337	流 動 負 債	22,066
現金及び預金	885	短期借入金	21,095
短期貸付金	16,836	未払金	555
未収入金	565	未払法人税等	31
その他の	50	賞与引当金	8
貸倒引当金	△0	その他	375
固 定 資 産	70,379	固 定 負 債	34,548
有 形 固 定 資 産	412	長期借入金	32,107
建物	26	退職給付引当金	89
工具器具及び備品	17	長期預り金	44
土地	19	繰延税金負債	2,237
リース資産	38	その他	69
建設仮勘定	311	負 債 合 計	56,614
無 形 固 定 資 産	82	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	69,883	株主資本	26,954
投資有価証券	12,350	資本金	11,086
関係会社株式	33,923	資本剰余金	10,743
長期貸付金	31,000	資本準備金	10,725
前払年金費用	27	その他資本剰余金	18
その他	538	利益剰余金	7,083
投資損失引当金	△7,915	利益準備金	2,771
貸倒引当金	△41	その他利益剰余金	4,311
資 産 合 計	88,717	別途積立金	1,600
		繰越利益剰余金	2,711
		自 己 株 式	△1,959
		評価・換算差額等	5,147
		その他有価証券評価差額金	5,147
		純 資 産 合 計	32,102
		負 債 純 資 産 合 計	88,717

連結計算書類

計算書類

監査報告

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	705	
経 営 管 理 料	1,230	1,935
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	1,627	1,627
営 業 利 益		308
営 業 外 収 益		552
営 業 外 費 用		180
経 常 利 益		680
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	234	234
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	3,136	3,148
税 引 前 当 期 純 損 失		2,233
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	118	
法 人 税 等 調 整 額	△16	102
当 期 純 損 失		2,335

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
当 期 首 残 高	11,086	10,725	18	10,743	2,771	1,600
会計方針の変更による 累積的影響額						
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	11,086	10,725	18	10,743	2,771	1,600
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				—		
当期純損失				—		
自己株式の取得				—		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—		
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	11,086	10,725	18	10,743	2,771	1,600

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高	5,523	9,895	△1,956	29,769	5,077	5,077	34,846
会計方針の変更による 累積的影響額	41	41		41			41
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	5,565	9,936	△1,956	29,810	5,077	5,077	34,888
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△518	△518		△518		—	△518
当期純損失	△2,335	△2,335		△2,335		—	△2,335
自己株式の取得		—	△2	△2		—	△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—		—	69	69	69
事業年度中の変動額合計	△2,853	△2,853	△2	△2,855	69	69	△2,785
当 期 末 残 高	2,711	7,083	△1,959	26,954	5,147	5,147	32,102

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定額法を採用しております。ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法であります。

③ リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

- ④ 投資損失引当金 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ条件とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ取引

(ヘッジ対象) 借入利息

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減の為、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 会計方針の変更

(税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、計算書類における子会社株式に係る将来加算一時差異の取扱いの見直しを適用しております。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用されており、当事業年度の期首における繰越利益剰余金は41百万円増加しております。

(7) 表示方法の変更

(貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産 213百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	16,986百万円
② 長期金銭債権	31,000百万円
③ 短期金銭債務	1,459百万円
④ 長期金銭債務	44百万円

(3) 債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。 0百万円

借入金に対して保証を行っております。

PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI	1,151百万円
ユニバーサル製缶株式会社	93百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	1,935百万円
一般管理費	21百万円
営業取引以外の取引による取引高	312百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	6,399	3	5,122	1,281

当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。

(変動事由)

増加の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3千株

減少の主な内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少 5,122千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	8	百万円
賞与引当金	2	
退職給付引当金	28	
長期未払金	7	
投資有価証券等評価損	103	
関係会社株式	1,646	
投資損失引当金	2,423	
ゴルフ会員権評価損	36	
貸倒引当金	12	
その他	18	
繰延税金資産小計	4,287	
評価性引当額	<u>△4,244</u>	
繰延税金資産合計	42	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,271
前払年金費用	8
その他	0
繰延税金負債合計	<u>2,280</u>
繰延税金負債の純額	<u>△2,237</u>

6. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社等)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	北海製罐㈱	北海道小樽市	百万円 3,000	容器事業	所有(直接) 100.0	兼任 8名	経営 管理等	経営管理料(注1)	345	—	—
								資金の貸付(注2)	1,584 (注3)	短期貸付金	3,398
								資金の貸付(注2)	7,000	長期貸付金	17,500
								資金の回収	9,000		
	東都成型㈱	群馬県邑楽郡	百万円 160	容器事業	所有(間接) 100.0	なし	経営 管理等	資金の貸付(注2)	1,185 (注3)	短期貸付金	886
								資金の貸付(注2)	1,000	長期貸付金	5,200
	㈱日本キャンバック	東京都千代田区	百万円 411	充填事業	所有(直接) 99.8	兼任 6名	経営 管理等	経営管理料(注1)	810	—	—
								資金の貸付(注2)	203 (注3)	短期貸付金	1,215
								資金の回収	5,000	長期貸付金	7,000
								資金の借入	1,713 (注3)	短期借入金	—
	㈱西日本キャンバック	岐阜県岐阜市	百万円 480	充填事業	所有(直接・間接) 100.0	兼任 1名	経営 管理等	資金の貸付(注2)	2,176	短期貸付金	1,204
								資金の貸付(注2)	5,000	長期貸付金	8,600
								資金の回収	1,000		
	オーエスマシナリー㈱	北海道小樽市	百万円 400	機械製作事業	所有(直接) 100.0	兼任 1名	経営 管理等	資金の貸付(注2)	475	短期貸付金	1,300
資金の貸付(注2)								—	長期貸付金	1,125	
PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI	Jakarta, Indonesia	百万円 1,262,000	海外容器事業	所有(直接) 80.0	兼任 2名	経営 管理等	PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIの借入金に対する債務保証(注4)	1,151	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 基本契約書に基づき前年度の売上高等を算定基準として毎期決定しております。

(注2) 資金の貸付については市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

(注3) 取引金額は、期中平均残高を表示しております。

(注4) 債務保証については同社の銀行借入に対するものであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,633円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 191円60銭 |

当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

ホッカホールディングス株式会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 竹見 浩 ⑩
指定社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 慎之介 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホッカホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホッカンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

ホッカンホールディングス株式会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員 公認会計士 竹見 浩 ⑩
業務執行社員
指定社員 公認会計士 鶴田 慎之介 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホッカンホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制の整備に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びきさらぎ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告並びに職務の執行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、取締役の職務の執行として行われる当該内部統制システムの構築及び運用の状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。

今後も当社グループのコーポレートガバナンスの充実及び内部統制の徹底に関する取組みについて、その取組み状況を注視してまいります。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びきさらぎ監査法人から受けております。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

五 事業報告に記載のとおり、子会社である北海製罐株式会社では2017年4月20日に食品用空缶取引並びに2018年2月6日に飲料用空缶取引に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受け、調査が継続しておりますが、引当金を計上した会計処理は相当であると認めます。また、遠東新世紀股份有限公司及びその子会社から2017年3月31日付訴状及び2017年5月19日付訴状を受領し、係争中であります。

これらの件につきましては、監査役会として今後も引き続き会社の対応を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

ホッカンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	竹	田	由	里	ⓐ
監査役	小	池	明	夫	ⓐ
社外監査役	新	名	孝	信	ⓐ
社外監査役	田	代	宏	樹	ⓐ

以上

ホッカンホールディングス株式会社